

原子力発電所の安全対策をはじめとする 地震・津波等への安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省、文部科学省、
厚生労働省、原子力規制庁、気象庁

関西電力高浜発電所 3、4 号機については、平成 27 年 2 月に規制基準の適合性審査に合格し、再稼働に向けた手続きが進められており、1、2 号機についても、3 月に規制基準の適合性審査を申請し、原子炉等規制法で定められた原子力発電所の運転期間である 40 年を超える運転を目指している。

国のエネルギー基本計画では、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所は、立地自治体等関係者の理解と協力を得て再稼働を進めるとされているが、立地自治体等の範囲は明確に示されていない。

高浜発電所については、京都府域は、立地自治体以外で唯一 P A Z（原子力発電所から概ね 5 k m）に含まれ、防災対策に関しては立地自治体と同様の立場にある。

また、広域避難対策について、避難手段の確保、避難退域時検査及び除染、要配慮者対策など多くの課題がある。

このため、以下の措置を講じていただきたい。

原子力発電所再稼働手続に関する法律の制定等

原子力発電所の再稼働に当たっては、立地自治体に限定することなく、関係自治体の意見を聴いた上で、国が責任を持って法的根拠に基づいて判断すべきであり、再稼働に係る手続き、理解と協力を得る自治体の範囲及びその判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限等について法制化していただきたい。

また、原子力発電所を再稼働する際は、規制基準が担保する安全の中身について、できるだけ詳細に示していただきたい。

自治体と国、原子力事業者等との緊密な連携協力体制の法整備

原子力発電所の安全対策に関する自治体の提言や原子力事業者からの自治体への情報提供等は、従来から自治体と原子力事業者との間の安全協定により実施されているが、本来、その内容は原子力事業者ごとに差異が生じるべきものではなく、国が一律に法的根拠により規定すべきものであることから、原子力規制委員会設置法の衆議院・参議院附帯決議にある地方公共団体と国、原子力事業者との緊密な連携協力体制の法整備を早期に図っていただきたい。

原子力災害時の広域避難体制の整備

原子力災害対策指針の改定で避難等の防護措置の判断は、S P E E D Iではなく緊急時モニタリングの実測値により行うこととされたが、この方法では住民の被ばくが前提となることから、事故時の適切な防護措置の判断には、S P E E D I等の予測的手法が必要と考える。

については、今回の指針改定でS P E E D I等の予測的手法の記載を削除した理由及びS P E E D I等の予測を活用しない避難方法やU P Z圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等について明確な根拠をもって示していただきたい。

本府と福井県の住民が広域避難する場合には、避難経路の重複による渋滞の発生が懸念されるとともに、避難退域時検査場所の設定や動員する職員体制の不足などの課題がある。

このため、府県域をまたがる課題については、避難退域時検査場所の設定や要員の広域的な確保など国において府県間の調整や対応策を提示していただきたい。

特に、緊急時の避難手段については、必要なバス車両の確保及び運転手の不足が課題となることから、国において避難に活用できるバスを全国から確保するとともに、避難行動要支援者の搬送も含めた運転要員についても広域的な動員体制を構築していただきたい。

科学的調査による日本海側の地震・津波発生モデルの早期構築

地域防災計画における地震・津波対策の見直しを進めるためには、プレート境界及び海底活断層位置などの国による科学的調査の結果が必要である。

このため、日本海地震・津波調査プロジェクトを早期に完了し、より詳細な断層モデルを速やかに提示していただきたい。特に、原子力発電所が集中立地する若狭湾沿岸及びその周辺地域の調査結果を速やかに提供していただきたい。

日本海側においては、地震による津波の観測態勢がきわめて不十分であることから、地震・津波による被害の発生を防止し又は軽減するため、津波観測機器の整備など、日本海側の観測態勢を強化していただきたい。

【現状・課題等】

原子力発電所の再稼働について

原子力発電所の再稼働において同意を求める自治体の範囲等については、法律の根拠がない。

関西電力株式会社高浜発電所の再稼働の手続きが進む中、京都府は、3月17日、経済産業大臣等に対して、同意を求める自治体の範囲や再稼働に係る手続き等について法的枠組みの整備を求める申し入れを行った。

エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）（抄）

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

原子力安全協定の締結

京都府は、立地自治体以外で唯一、府域がP A Zに含まれること、また、U P Z（原子力発電所から概ね30 km）の人口は立地する福井県より多いことから、関西電力株式会社と協議を重ねてきた結果、高浜発電所について、京都府・U P Zに含まれる7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町）・関西電力株式会社との間で、平成27年2月に発電所の安全対策に対する意見について事業者の回答義務や現地確認、U P Zに含まれる7市町で構成する地域協議会の設置等を盛り込んだ協定・覚書・確認書を締結した。

< 各発電所の P A Z 及び U P Z 人口 >

	高浜発電所	大飯発電所
京都府	1 2 8 , 3 0 0 人	8 9 , 7 0 0 人
福井県	5 4 , 9 0 0 人	6 6 , 9 0 0 人

S P E E D I (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)

S P E E D I は、原子力発電所から放出された放射性物質の量や気象条件から拡散状況を予測するシステム。

国の原子力災害対策指針改定(平成 27 年 4 月)において、S P E E D I の予測に必要なデータを事故当初に得るのは困難であるとして、避難判断は実測値のモニタリングにより行い、今後は避難判断の参考にも使わないこととして削除された。

広域避難対策

京都府外の原子力災害時における広域避難先については平成 26 年 3 月の関西広域連合「広域避難ガイドライン」で、府内の広域避難先については平成 27 年 2 月策定の「原子力災害に係る広域避難要領」で避難所レベルの避難先を確保しているが、移送手段については府バス協会所属のバスだけでは不足している。また、要配慮者を移送する特殊な車両(ストレッチャー仕様の車両、医療装置付き車両)については、特に不足している。

地震・津波対策に係る科学的調査の必要性

平成 26 年 8 月に、国土交通省から、既存の知見に基づいた日本海沿岸市町村の最大津波高(断層モデル)が示されたところであるが、正確な浸水想定と被害想定には、現在、日本海側で実施されている科学的調査を早期に実施・完了いただき、この調査結果を踏まえた断層モデルの提示が必要

【京都府の担当課】

府民生活部	防災・原子力安全課	075-414-5610
健康福祉部	健康福祉総務課	075-414-4545
	福祉・援護課	075-414-4622
	介護・地域福祉課	075-414-4566